



移住・二地域居住促進

出典：国土審議会 推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめより抜粋（傍点は別途追加）
令和6年1月

■政策

- ・新たな国土形成計画（令和5年7月閣議決定）に掲げる「地方への人の流れの創出・拡大」の実現に向け、国民の関心を的確に捉えた二地域居住等の促進を加速化することが不可欠。
- ・移住・二地域居住等の促進は、個人の多様なライフスタイルを実現することに加えて、地域力を高める関係人口の創出・拡大等を通じた魅力的な地域づくりのための有効な手段。

※「二地域居住等」…多拠点居住・お試し居住・長期滞在等

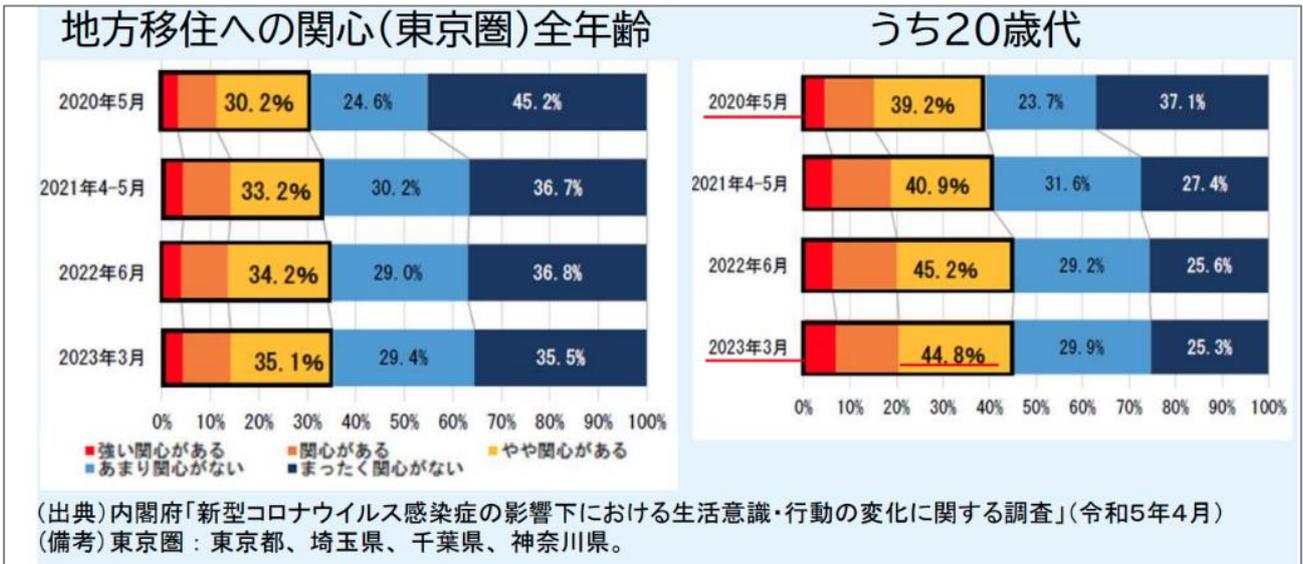
■ニーズ

- ・コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり（令和5年4月内閣府調査）。
- ・二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン（令和4年度国土交通省調査）。

地方移住への関心がある人の割合がコロナ禍を経て年々増加している。特に20歳代の関心層は全年齢に対して大きい。

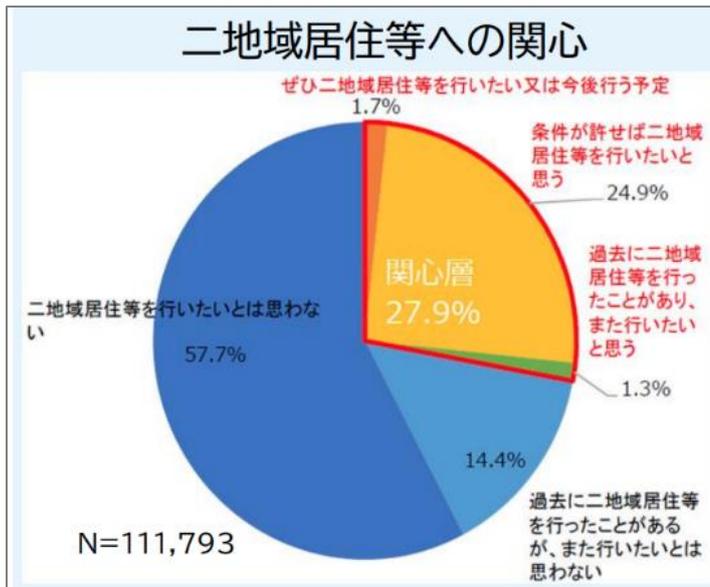
また、移住相談をする人の約7割は40代以下の子育て世帯を含む若年層である。

移住に関するデータ



子育て世帯を含む若年層の移住・二地域居住等のニーズが高まっている。

(「コロナ禍を契機にライフスタイルを見直したい」「地方でテレワークしたい」「出産を機に自然の中で伸び伸びと子育てしたい」など)



二地域居住等をしていない者に「今後、居住地や通勤・通学先以外で、二地域居住等を行いたくと思うか」を質問。約3割が関心層であった。
二地域居住者の世帯年収は200万円～800万円の層が5割以上を占める

■現状認識

コロナ禍を契機に、テレワークが普及・拡大。東京の企業に勤めたまま地方に移住しテレワークを行う「転職なき移住」など、個人個人の価値観に応じた暮らし方・働き方の選択可能性を高め、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が浸透。

東京圏の転入超過数はコロナ禍において減少したものの、現在は再び増加傾向に転じている。
一方で、近年、若者世代を含め、地方への移住希望者の数は増加している。

■意義

【社会的意義】地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大等に繋がる。二地域居住等の促進は「目的」ではなく、より良い地域づくりを進めるための「手段」。

【個人的意義】多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方、新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出等に繋がる。

■課題

- ①住まい（住環境）
 - ・ニーズに合った住まいの不足・・・空き家の活用、賃貸住宅の供給
 - ・経済的負担の軽減
 - ・お試し居住・長期滞在等の促進
 - ・子育て等の住生活環境の充実
- ②なりわい(仕事)の確保・新しい働き方
 - ・場所にしばられない働き方（転職なき移住）への対応
 - ・ニーズに合ったなりわいの確保
 - ・副業などの新しい働き方の普及促進
- ③コミュニティ（地域づくりへの参加）
 - ・コミュニティへの参加

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正しました

出典：経産省 HP2024年11月1日（傍点は別途追加）

経済産業省は、関係省庁とともに、親事業者及び下請事業者双方が適切な利益を得てサプライチェーン全体の競争力向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指し、下請取引における方向性、在り方を示し、下請中小企業の振興を図っています。約束手形等の指導基準の見直し等を踏まえ「振興基準」を改正しました。これを契機として、サプライチェーン全体で手形等のサイト※短縮への取組が行われることを期待します。

■振興基準改正のポイント

令和6年4月30日に公正取引委員会が手形等の指導基準について、手形等の交付から満期日までの期間を120日から60日に見直したことを踏まえ、下請中小企業振興法第3条第1項に基づいて経済産業大臣が定める「振興基準」を改正しました。（令和6年11月1日施行）

今回の改正では、親事業者及び下請事業者は、下請代金を手形等で支払う場合の支払サイトについて、業種を問わず60日以内とすることを徹底する

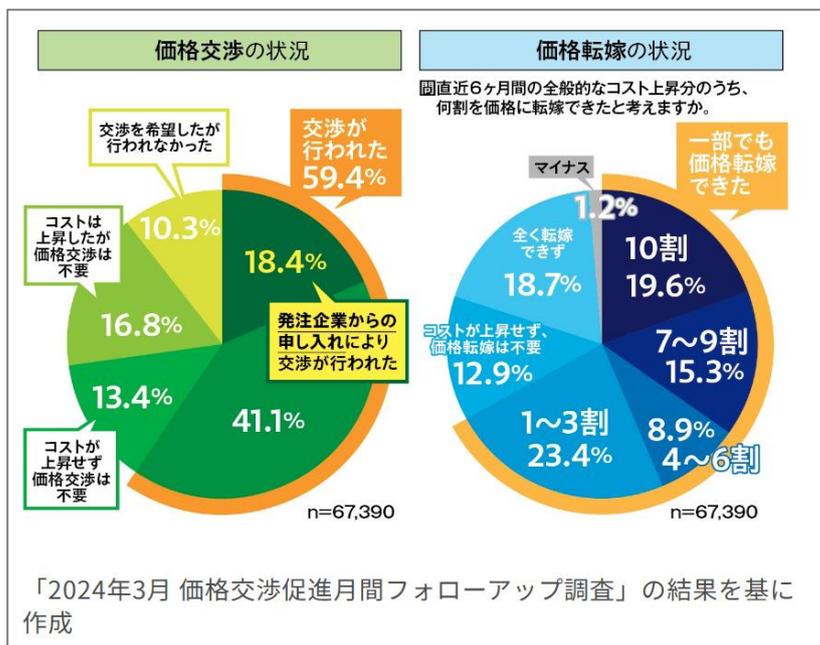
旨を規定しています。また、公正取引委員会が令和6年5月に下請代金支払遅延等防止法の運用基準を改正し、買ったたきの解釈の明確化をうけて、振興基準でも同様に買ったたきの解釈を規定しました。

下請けからパートナーの関係へ

中小企業庁の山下隆一長官談

出典：経産省 HP 2024/11/07 journal.meti.go.jp/p/35916/ より抜粋（傍点は別途追加）

中小企業は全国に約336万社あると言われ、国内企業の99.7%を占めている。中小企業の成長は地域経済に活力を与え、日本経済全体を引き上げていく原動力となる。



「成長と分配の好循環」を達成するために、親事業者と下請けという関係を、共に知恵を出し合い、付加価値を創造していくパートナー同士の関係へと転換していくことが求められている。

日本では、縦の系列がそれぞれ一生懸命コストを削る。給与も上げず、投資も控え、価格もどんどん下げていくというふうな、デフレに過剰適応していきました。これが今、限界に近づいているのです。

中小企業庁では毎年3、9月を価格交渉促進月間と定め、価格交渉や価格転嫁の実施状況をフォローアップ調査。結果を社名で公表するなど、経営者の意識を変え、経営者の意識が会社を変える。個々の企業の変化を後押ししたいという思いで実施しています。

取引関係を適正化していくには、発注側の大手企業だけでなく、受注側の中小企業のマインドチェンジも大切。これまでのピラミッド型の縦の関係は変えていかなければいけません。コストカット競争で大量生産していくモデルは、もう通用しません。ゲームは変わりました。発注側は下請企業に低価格を押しつけて投資余力を奪う様なことをやっている場合ではありません。受注する側も、ただ受け身でいるのではなく、自らの企業価値を見つめ直し、提案力を付けていく必要があります。パートナー企業として、一緒に知恵を出し合って、製品やサービスの価値を上げていくべきだと思います。系列の上も下も意識を変えて、総合力で新しいゲームを戦わなければなりません。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」 フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されました

出典：厚労省 HP より抜粋（傍点は別途追加）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「法」という。）が令和6年11月1日に施行されました（令和5年4月28日可決成立、同年5月12日公布）。

個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。法の取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います。

■特定受託事業者に係る取引の適正化

(1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。【第3条】

※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。

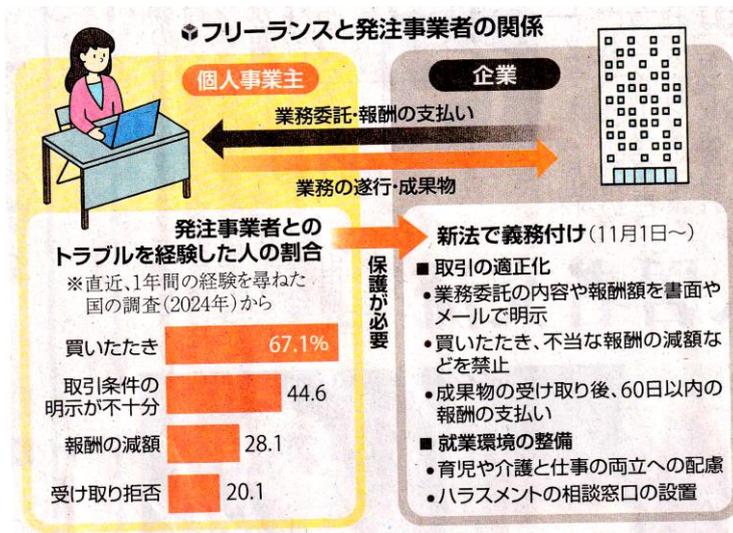
(2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）【第4条】

(3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。

【第5条】

- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
- ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
- ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

《以下：2024年11月19日 読売新聞 掲載記事》



11月1日に施行された新法は、こうした立場の弱い個人事業主らを保護する目的で制定された。

具体的には、不当な報酬の減額や買ったたきを禁止したほか、書面などによる取引条件の明示、育児・介護と仕事の両立への配慮、ハラスメント被害を相談する社内の体制整備などを、発注事業者にも義務付けた。違反した事業者に対しては、公正取引委員会などが是正を求める指導や助言、勧告などを行う。

推計462万人

国の推計（2020年）によると、フリーランスとして働く人は約462万人に上り、今後増加するとみられる。厚労省は「スマホアプリを通じて単発の仕事や、働き方は多様化している」（雇用環境政策室）として、新法をきっかけに、安心して働ける環境の整備に力を入れていく考えだ。